

別表1（第3条関係）承認基準

区 分	承 認 基 準	必要書類等
1. 身体的事由	(1)特別支援学級に入級するため、その学級が設置されている学校へ入学を希望する場合	就学指導審議会判定結果、就学相談、学校長等の意見書等
	(2)慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間、定期的に通院加療が必要と認められる場合	診断書等、学校長等の意見書等
2. 転居の事由	(1)学年の途中で転居し、転居後も引き続き在籍校への通学を希望し、かつ、通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合	学校長等の意見書等
	(2)転居予定日までが、1年未満の場合で、予め転居先の学校に通学させることが望ましいと判断されかつ通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸者契約書、建築確認書等
3. 家庭環境の事由	(1)保護者の長期通院加療、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等やむを得ない事情により、住所地以外で一時的または長期の監護をする必要があり、就学についても近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	委託された近親者と保護者の内容を記した双方の文書
	(2)保護者が住所地以外に店舗、工場等を営み、事実上生活の本拠となっており、そこから通学させることが望ましいと認められる場合	営業許可書等
	(3) 保護者の就労、疾病、介護等の事情により下校時または登校前に児童および生徒を近親者等に預けなければならない場合	勤務証明書、診断書等
4. 兄弟姉妹関係の事由	兄弟が現に在学しており、通学や学校と家庭との連絡等の観点から同一の学校に通学させることが望ましいと認められる場合	学校長等の意見書等
5. 地理的事由	指定校よりも通学距離・通学時間とも短く、かつ通学上の安全が確保される場合	学校長等の意見書等
6. 教育指導上の事由	(1)いじめ、不登校等学校生活に起因して在籍校または指定校に通学することが困難な状況である場合	学校長等の意見書等
	(2)交友関係の理由により、児童及び生徒の個性や性格を考慮する必要があると認められる場合	学校長等の意見書等
	(3)児童養護施設入所の場合	学校長等の意見書等
7. その他	上記以外の事由で教育委員会が特に必要と認めた場合	事由に応じた書類